

# 宮脇小学校いじめ防止基本方針

平成29年度  
改定版

**学校教育目標**  
目的を持って主体的に取り組み，他に働きかけ，生きる力を身に付ける子どもを育成する。

**家庭・地域との連携**  
① 児童の規範意識醸成のため，学校はいじめに関する決まりや対応基準を公表し，一貫指導する。  
② 地域・保護者は，理解協力をする。

**【人権教育推進（いじめ防止対策）委員会】**  
・目的：いじめまたはいじめにつながる問題行動の早期発見・早期解決について共通理解・共通実践を図るために設置する。  
・内容：年間計画の作成・実行・検証・修正及び防止策策定  
・組織構成  
（管理職，生徒指導主任，学級担任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家）

**関係機関等との連携**  
① 校内で傷害事件をはじめ犯罪行為がある時，学校だけで抱え込むことなく，直ちに警察に通報し，協力を得て対応する。  
② 市教育委員会等と連携する。

**教育活動の重点**  
① 学力向上（基礎的・基本的な知識・技能の習得と，それらを活用する思考力・判断力・表現力の育成）  
② 心豊かな子どもの育成（基本的な生活習慣や規範意識，自己肯定感や思いやりなどの，道徳性の育成）  
③ 健康づくり（生涯にわたる健康の保持増進・基礎体力・運動能力の向上）

**【いじめの未然防止】**  
1 教職員（管理職を含む）の取組  
コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。また，自己の存在感や有用感を味わわせ，「いじめをしない，させない，許さない」という学校・学級づくりに努める。学校内での確実な情報共有と共通指導を基盤とする。  
**基本姿勢：「みつめる・思いを巡らす・向きあう」**  
2 学校内での確実な情報の共有に努める。  
・一人で抱え込ませない態勢づくり  
・教職員がいじめの情報を抱え込み，学校内で情報共有しないことは，いじめ防止対策推進法の規定に違反する事の認識  
3 児童生徒の豊かな心の育成及び心の通い合う人間関係づくりの推進  
・道徳科の授業の深化や特別活動における児童の主体的な活動の充実による，心の通い合う人間関係づくりの推進  
・「辛いことが辛いと言える」人間関係づくり，「分からないことが分からないと言える」授業作り，「自分の居場所があり，思ったことを素直に言える」環境づくりなど，人権尊重の視点に立った学校づくりの推進  
4 人権尊重の視点に立った学級・学校づくり  
・つらいことがつらいと言えたり，分からないことが分からないと言えたりする関係・雰囲気づくり  
※ 特に配慮が必要な児童について共通理解し，観察と情報交換を欠かさないようにする。例えば，  
・障害（発達障害も含む）のある児童  
・外国人の児童  
・国際結婚の保護者など海外につながる児童  
・性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童  
・東北大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童 等）  
5 児童の取組  
・学級での話し合い，児童総会での話し合い・学期毎のいじめアンケート実施により主体的にいじめのない学校・学級（支持的風土）づくりを進める。  
・笑顔で先手あいさつ，自他を尊重する態度を育てる。  
6 保護者・地域の取組  
学校・地域と連携し，一体となって健全育成に努める。  
（生活習慣・規範意識の育成：スマホ等の危険性の啓発）

**生徒指導体制**  
校長  
人権教育推進委員会  
職員会議  
教育委員会  
関係機関  
・校区公民館運営審議会  
・学級PTA  
・民生委員会 他  
**相談体制**  
・ネットパトロール職員の巡回  
・講話・研修会  
・市福祉部局  
・学校評議員会 等  
・SC・SSW との連携  
・警察・児童相談所 等

**児童の主体的活動**  
①リサイクル活動  
車椅子の贈呈を目的とした活動の継続  
② 親子読書会  
③人権標語・ポスター・作文の取組・応募  
④あいさつ運動  
⑤ボランティア活動  
⑥募金活動  
⑦米作り  
⑧野菜作り  
⑨歌声運動

**職員の取組の重点**  
① 生徒指導の基本方針  
・内容・方法の共通理解  
②人権教育推進委員会  
・いじめ防止策  
・基本的な生活習慣の確立  
・規範意識の醸成  
③人権教育の視点に立つ指導法改善（生き方教育）  
④国語研修「話すこと・聞くことの指導の工夫」言語活動の充実  
⑤道徳教育の充実（特別の教科道徳の授業力向上・道徳的実践力育成）  
⑥その他  
・情報モラルの指導

**【いじめの早期発見・早期対応】**  
1 教職員（管理職を含む）の取組  
・対応マニュアルや定期的アンケートや学校楽しいーと等の実施等で実態把握に努め，情報を共有する。  
・計画的個別相談や担任・養護教諭・SC・ネットパト等との連携で教育相談を充実させ，児童・保護者に誠実に向き合う。  
※ けんかやふざけ合いであっても，いじめに該当するかどうかを確認する。  
2 保護者・地域の取組  
児童の日常の様子把握や，学期毎のアンケートや家庭でのいじめ発見チェックリストの活用により，子どもを見つめ学校と一体となった取組を進める。